

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2834号)

令和4年4月7日

横 情 審 答 申 第 2834 号
令 和 4 年 4 月 7 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月23日教人児第849号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)書留・特定記録郵便物等受領証 (2)封筒の表紙」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)書留・特定記録郵便物等受領証 (2)封筒の表紙」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年5月27日付で行った「(1)書留・特定記録郵便物等受領証 (2)封筒の表紙」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 令和元年5月14日に審査請求人から提出された開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に記載の「特定年月日「いじめ防止対策推進法28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）」に対する配達証明の写し!! 受取拒否をした証明書」に直接該当する行政文書は存在しなかったが、開示請求に係る内容から、実施機関が保有する行政文書中から検索して、本件審査請求文書を特定した。
- (2) 「書留・特定記録郵便物等受領証」は、実施機関が特定の関係者あてに「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）《特定小学校》（特定年月日横浜市いじめ問題専門委員会）」（以下「本件調査報告」という。）を配達証明郵便で送付した際に、受付した郵便局から交付された受領証である。ご依頼主のご住所・お名前、お届け先のお名前、お問い合わせ番号、受付印等が記録されている。
- (3) 「封筒の表紙」は、実施機関が本件調査報告を送付した封筒の表紙である。あて名の郵便番号、住所、氏名、配達局の「保管期限経過により返却する」旨の記載がされたふせん、「受け取り拒否をする」旨の記載がされた不在連絡票、バーコード等が記録されている。

なお、令和元年5月27日教人児第317号による一部開示決定通知書等で「書留・

特定記録郵便物等受領書」と記載しているが、正しくは「書留・特定記録郵便物等受領証」である。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、氏名、住所、電話番号及び配達担当者氏名については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

本件審査請求文書のうち、郵便番号、追跡番号（お問い合わせ番号）、QRコード、バーコード、配達郵便局の名称及び住所並びに再配達受付のためのFAX番号については、個人に関する情報であって、開示することにより、当該情報だけでは特定の個人を識別することができないとしても、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び弁明書に対する反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 受取人の氏名を開示するよう求める。
- (2) 開示請求にて受け取った資料は、差出人「教育委員会」以外が黒塗りされてあり、誰に出了したのか？誰が受け取ったのか？全く分からぬ！この資料を受け取っても何も意味がない。誰が誰に出て、誰が受け取ったのかだけでも分かるように黒塗りすべきである。
- (3) ちょっと都合悪くなると毎回のように「規約・ガイドライン・決まり・条例」などと言い逃げる。もうそういうことはやめないか？
- (4) 今回、開示請求した書類も見たがみんな書類を見て何が分かるのか？被害者である我々がわざわざお金を払ってまで請求した書類が全て黒塗り。請求した意味がない。
- (5) 私達にも教育委員会がしっかり報告したのか？そして受け取ったのか？拒否したのか？を知る権利があるはずである。今更隠しても何の意味もなさない。
- (6) 「特定の個人が識別されない為・・・」とあるが、もうすでに誰だか識別できている訳ではないのか。

無関係の第三者の人間が請求したのなら理解できるが、私達はこの件の被害者で

あり受取拒否したのはこの件の最高責任者である。

5 審査会の判断

(1) いじめ重大事態調査結果の情報提供に係る事務について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項では、いじめ重大事態の調査について、いじめ重大事態が認められた場合、いじめ重大事態に「対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定されている。当該調査の結果については、いじめ重大事態調査報告書（以下「いじめ報告書」という。）にまとめられ、当該調査のために設けられた組織から実施機関に報告されることになっている。

法第28条第2項では、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定されており、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月）では、被害児童生徒及びその保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うこととは、学校の設置者又は学校の法律上の義務であるとされている。

また、加害児童生徒及びその保護者に対しても、調査結果に基づいて被害児童生徒及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明を行うこととされており、他の児童生徒及びその保護者に対しても、調査結果について説明を行うこととされている。

しかし、いじめ報告書そのものの提供については、事務処理上の規定やマニュアルはなく、被害児童生徒及びその保護者に対し提供して調査結果の説明を行うほかに、実施機関がいじめ報告書をそのまま提供することは、通常行っていない。被害児童生徒及びその保護者以外の者に提供する場合は、被害児童生徒及びその保護者の同意を取得した上で、提供先の事案への関係性を踏まえていじめ報告書の記載内容について適宜黒塗り処理を行ってから提供する。

なお、「公表ガイドライン」（平成29年12月15日横浜市教育委員会策定）に基づき、調査結果については、「いじめの実態とその対応を市民と共有することで、子どもたちの将来に役立て、成長を守り、いじめのない社会づくりを、市を挙げて市

民とともにやっていく、市民みんなでこの問題に係わるということを目的」として、いじめ報告書とは別に公表版報告書を作成し、当該報告書により公表している。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書のうち「(1)書留・特定記録郵便物等受領証」は、実施機関が、特定のいじめに關し作成されたいじめ報告書について、当該いじめの被害児童生徒及びその保護者ではない特定関係者に宛てて配達証明によって発送した際に取得した文書である。また、「(2)封筒の表紙」は、実施機関が当該特定関係者に宛てていじめ報告書を発送した際に使用した封筒であって、当該封筒が配達局から返却されたことで実施機関が取得した文書である。当該文書には、「保管期間経過でお返しします」と記載されたふせん及び「受取拒否いたします」と記載された不在連絡票が張り付けられている。

イ 実施機関は、特定年月日「いじめ防止対策推進法28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）」に対する配達証明の写し及び受取拒否をした証明書に直接該当する行政文書は存在しなかったとするが、審査請求人の開示請求に係る内容から請求の趣旨に沿う本件審査請求文書を特定している。このような対象行政文書の特定については、審査会としても是認できるものである。

そして、本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が非開示とした情報のうち、実施機関がいじめ報告書を送付した相手方（受取人）の氏名（以下「本件審査請求部分」という。）の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分の非開示事由該当性について判断する。

その余の非開示部分の条例第7条第2項第2号該当性については、審査請求人が開示を求めていないことから、当審査会では判断しないこととする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができる旨規定されている。もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことが規定されている。

イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求部分が個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、また、本号

ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 本件審査請求部分は、配達証明郵便に係る受取人の氏名であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

次に、本件審査請求部分は、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報ではなく、一般に公表されて何人も知りうる状態に置かれている情報であると認められる事情もないから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして、一部開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井 恵里可、委員 高橋 良

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年 8月23日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年 9月19日 (第251回第三部会)	
令和元年 9月24日 (第331回第一部会)	・諮問の報告
令和元年 9月27日 (第366回第二部会)	
令和元年 10月 3日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年 10月11日	・実施機関から反論書（追加）の写しを受理
令和3年 10月21日 (第 1 回第四部会)	・審議
令和3年 12月23日 (第 3 回第四部会)	・審議
令和4年 2月 3日 (第 4 回第四部会)	・審議